

国民的議論を経ないまま環太平洋戦略的経済連携協定
(TPP) を締結することに反対する会長声明

2015年(平成27年)1月21日
兵庫県弁護士会
会長 武本夕香子

当会は、我が国が環太平洋戦略的経済連携協定(Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement。略して、「TPP」という。)を、国民的議論を経ずして締結することに反対する。

TPPは、関税撤廃だけでなく、医療・教育・保険・環境・金融・法律等様々な分野における「非関税障壁」の撤廃を図るものであるが、これらは我が国国民の生命や健康等に重大な影響を及ぼすものもある。例えば、動植物の検疫措置について、日本の基準を充たしていなくとも、輸出国の検疫措置が同レベルの水準にあることが証明されれば、輸入を認めるなどの措置の導入が検討されている。

ところが、TPP交渉では、相手国との間で秘密保持契約が結ばれるため、交渉内容は極秘とされ、国民的議論が不可能な状態に置かれている。

また、TPPに設けられる予定のISD条項(投資家対国家間の紛争解決条項 Investor-State Dispute Settlement)は、投資受入国のTPPに反するあらゆる措置に対して、海外投資家が請求する損害賠償に関する判断を私設裁判所である国際投資紛争センター(International Centre for Settlement of Investment Disputes)に付託する権利を認めている。受入国の措置には、法律の制定改廃等の立法、これに伴う行政並びに司法の作用を含むあらゆる国の作為・不作為が含まれている。例えば過去には裁判所が下した賠償命令に対する差し止めがISD条項によって認められたケースすら存在する。従って、ISD条項は「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところによって設置される下級裁判所に属する」として我が国に関わる具体的な法的紛争を裁定する作用について、我が国の裁判所に統一的かつ最終的に帰属させることを定めた憲法第76条1項に反するおそれが強い。

我が国は、国民主権原理に立脚し、日本国憲法第41条は、「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」と定めており、国民の生命・健康・財産はもとより、司法作用など国家主権に直接関わる事項については、国会のみならず、国民に周知され、広く議論を経た上で、その採否を決定しなければならないはずである。

にもかかわらず、現状では国民はもとより、国会ですらTPPの具体的内容について、周知された上で活発な議論がなされている状況には全くない。

したがって、当会は、政府に対し、国民主権・民主主義原理に反する結果を招くおそれのあるTPPを、国民的議論を経ることなく締結することに強く反対するものである。